

○国立大学法人東京農工大学における企業情報掲載 WEB ページに関する要項

(令和3年1月27日)

(目的)

第1条 国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）のキャリア教育、就職支援及びインターンシップの充実に資することを目的として、企業情報掲載 WEB ページ（以下「WEB ページ」という。）を作成する。

2 この要項は、WEB ページに民間企業等の情報を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 民間企業等 民間企業、国、地方公共団体その他団体等をいう。

(2) 掲載主 WEB ページに企業情報を掲載することを許可された民間企業等をいう。

(3) 審査者 企業情報掲載の審査をする者であつて、学務課長をもって充てる。

(企業情報掲載の基準)

第3条 企業情報掲載は、本学の教育研究その他の事業に支障がなく、かつ、WEB ページの用途又はその目的を妨げない範囲とする。

2 本学の WEB ページに掲載できる企業情報は、別紙のとおりとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 本学の品位を損なうおそれのあるもの

(2) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(3) 社会問題に関する主義主張に関するもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

(8) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(9) 商品宣伝等の営利活動となるおそれのあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する企業情報として適当でないと認められるもの

3 掲載主は、WEB ページを経由して収集した本学及び本学学生の情報を第1条に定める目的以外に用いてはならない。

(企業情報の掲載料及び掲載期間)

第4条 企業情報の掲載料（以下「掲載料」という。）は、6万円とし、全額を一度に支払うものとする。

2 掲載期間は、1年間とする。

(企業情報掲載の募集及び申込み)

第5条 企業情報の掲載の募集は、原則として文書及びWEBページへの掲載により随時公募する。

2 企業情報の掲載を希望する者は、掲載を希望する日から起算して50日前までに、企業情報掲載の申請をWEBページから審査者に行うものとする。

3 企業情報掲載の申請に必要な事項は、別紙のとおりとする。

4 企業情報の変更掲載を希望する者は、変更を希望する日から起算して20日前までに企業情報の変更掲載申請を審査者に行うものとする。

5 前項の変更は、無償とする。

(企業情報掲載の審査及び結果の通知)

第6条 審査者は、前条第2項及び第4項の申請があった場合は、当該企業情報の掲載について審査し、掲載を希望する者に結果を通知するものとする。

2 審査者は、審査結果を教育・学生生活委員会へ報告するものとする。

(企業情報掲載料の納入)

第7条 企業情報掲載料(以下「掲載料」という。)は、前納とし、掲載主は、所定の期日までに、原則として本学が発行する請求書により掲載料を納入するものとする。

2 納入された掲載料は、返還しない。ただし、掲載主の責に帰さない事由により、本学が当該企業情報を掲載しなかった場合は、掲載料を返還することができるものとする。

(企業情報掲載の取消)

第8条 掲載主から企業情報掲載の取消についての申出があった場合は、本学は速やかに当該掲載主の企業情報を取消すものとする。

2 掲載主の責に帰さない事由により、本学が企業情報の掲載を取消す必要が生じた場合は、本学は掲載主に通知のうえ、当該掲載主の企業情報を取消することができるものとする。

3 第1項の場合については、納入された掲載料は返還しない。ただし、前項の場合については、次の算式によって算出した額を返還するものとする。

掲載料×(掲載取消の翌月から掲載終了期間までの月数/12)

(企業情報掲載の更新)

第9条 掲載主が企業情報掲載の更新を希望する場合は、第5条第2項の申請を行うものとする。

(損害賠償請求)

第10条 掲載主の責に帰すべき事由により、本学が被害を被った場合は、学長は掲載主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第 11 条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と掲載主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(事務)

第 12 条 WEB ページに関する事務は、学務課において行う。

(雑則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、企業情報の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 3 年 1 月 27 日から施行する。

(別紙)

企業情報掲載 WEB ページ申請及び掲載事項

企業情報掲載 WEB ページ申請及び掲載事項

掲載事項

1	必須	産業分類 大分類
2	必須	産業分類 中分類
3	必須	企業名
4	必須	所在地
5	必須	連絡先（電話番号及びメールアドレス）
6	任意	インターンシップ情報
7	任意	OB/OG 連絡先
8	任意	ホームページ URL
9	必須	企業概要（500 文字以内）
10	必須	ショートコメント（40 文字以内）
11	任意	添付画像ファイル（2 枚まで合計 500KB 以内）
12	任意	求人情報（100 文字以内）

申請必要事項

1	必須	申請企業名
2	必須	掲載希望日
3	必須	請求書送付先（住所、部署、電話番号、メールアドレス）